

資料

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る条例改正について

1 趣旨

傷病手当金は国民健康保険法第58条第2項に規定されている任意給付であり、保険者が保険財政上余裕がある場合などに、自主的に条例に規定し支給できるとされている。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。）に休みやすい環境を整備することが重要であり、国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においては、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うこととされた。

県内においても感染者が発生しており、更なる感染拡大防止の観点から、本市国民健康保険の被保険者においても、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たした被用者に対する傷病手当金の支給に関する特例を定めるため、本市条例について所要の改正を行うもの。

2 改正内容

国民健康保険の被保険者である被用者のうち、次の項目に該当する場合に傷病手当金を支給する。

(1) 対象者

国民健康保険の被保険者である被用者（給与の支払を受けている者に限る。）で、療養のため労務に服することができない者（新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に限る。）

(2) 支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

(3) 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額× $\frac{2}{3}$ ×日数

(4) 適用期間

令和2年1月1日～9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）

3 施行期日等

(1) 施行期日 条例公布の日（6月市議会定例会に提案予定）

(2) 適用期日 令和2年1月1日